

8年度発中畜第2184号  
令和8年8月31日

各 位

公益社団法人中央畜産会  
会 長 森 山 裕  
(公 印 省 略)

### 令和8年熊本地震に係る支援金の募集について

本会業務につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年7月28日に熊本県において最大震度7（M7.1）の地震が発生しました。震度7を観測する地震は国内では令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震、また熊本県内では平成28年熊本地震（平成28年4月14日、16日）以来であり、8月7日に激甚災害に指定されたところです。

現在のところ畜産農家等の被害状況については調査中とのことではありますが、道路や水道等インフラに大きな被害がでていることを鑑みると、畜産農家の生産活動に大きな影響が出ると思われます。さらには物流の停滞や生産資材の高騰等で経営的にも大きな影響が出ることが懸念されます。

このことから、本会では、地元の公益社団法人熊本県畜産協会（以下「熊本県畜産協会」という。）と協議し、被害を受けた県内の畜産農家等を支援するため、今般、広く支援金を募集することといたしました。

つきましては、下記により支援金を募集することとし、お預かりした支援金は、熊本県畜産協会により配分等を決定し、熊本県内の畜産農家（酪農・肉用牛・養豚・養鶏）及び畜産関係者の皆様にお届けすることといたしますので、被災畜産農家等への支援についてご協力いただきたくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 募集目的

令和8年熊本地震による熊本県内の畜産農家等関係者への支援

#### 2 募集期間

令和8年9月10日(木)から11月10日(火)まで

### 3 募集金額

【法人の場合】 1口を50,000円とし2口以上の金額でお願いいたします

【個人の場合】 1口3,000円以上でお願いいたします

### 4 申し込み、振込先

#### (1) 申し込み

ご協力いただける場合は、別紙様式 令和8年熊本地震に係る支援金の申込書（以下「申込書」）により申し込みの上、以下の口座に振り込み願います。

#### 申込書送付先

FAX の場合 : 03(5289)0890

E-mail の場合 : kumamotoshien アットマークjlia.jp ※アットマークは@です

郵送の場合 : 〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2DICビル9階  
(公社)中央畜産会 管理部 宛て

#### (2) 振込先

| 金融機関名<br>(金融機関コード)        | 口座番号                  | 口座名義                           |
|---------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| みずほ銀行(0001)<br>虎ノ門支店(046) | 普通預金<br>4 6 2 9 2 1 1 | 公益社団法人中央畜産会<br>シャ) チュウオウチクサンカイ |

### 5 本件の連絡先

管理部 砺波・成田・奈宮・中野・岩東・月井

TEL:03(6206)0840 FAX:03(5289)0890

E-mail : kumamotoshien アットマークjlia.jp

※アットマークは@です

(別紙様式)

令和8年 月 日

公益社団法人中央畜産会 管理部 御中

FAX : 03(5289)0890 e-mail : kumamotoshien@jlia.jp

## 令和8年熊本地震に係る支援金の申込について

|                                  |                            |                                                                    |  |
|----------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------|--|
| 1                                | 法人の場合                      | 名 称                                                                |  |
|                                  | 個人の場合                      | 氏 名                                                                |  |
|                                  |                            | 所属先                                                                |  |
| 2 連絡先                            | 住所等                        | 〒<br>_____<br>_____<br>_____<br>TEL : _____ e-mail : _____         |  |
|                                  |                            | 【法人の場合】<br>ご担当者氏名 _____<br>所属先 _____<br>TEL : _____ e-mail : _____ |  |
| 3 支援金額                           | 金 _____ 円 振込手数料は各自でご負担願います |                                                                    |  |
| 4 送金日                            | 令和8年 月 日                   |                                                                    |  |
| 5 領収証の発行<br>(上記2と同様であれば<br>記載不要) | 発行の希望                      | ① 希望する ②希望しない                                                      |  |
|                                  | 領収証宛名                      |                                                                    |  |
|                                  | 送付先                        | 〒<br>_____<br>住所 _____<br>_____                                    |  |
|                                  | お問合せ先                      | ご担当者氏名 _____<br>所属先 _____<br>TEL : _____ e-mail : _____            |  |
| 6 ホームページ掲載                       | ① 掲載許可 ② 掲載不可              |                                                                    |  |

※本書に記載いただいた個人情報は、公益社団法人中央畜産会個人情報保護管理規程に基づき管理いたします。また、令和8年熊本地震に係る支援金以外の目的には利用いたしません。

## 令和8年熊本地震に係る支援金の取扱いについて

お預かりした支援金は、公益社団法人熊本県畜産協会により配分等を決定していただき、熊本県内の畜産農家(酪農・肉用牛・養豚・養鶏)等関係者の支援に充てさせていただきます。

### 1 領収証の発行について

銀行振込にて支援金を送金の場合、控としてお手元に残る「振込票」をもって、本会領収とさせていただきます。これとは別に、「領収証」発行希望の方は、別紙様式 申込書にその旨記載をお願いします(口座への入金を確認させていただいたのち、順次郵送いたします)。

また、現金持参での支援金の場合も同様の「領収証」を発行します。

### 2 支援金の税務上取扱いについて

本会は特定公益増進法人であり、当該支援金(寄附金)は当法人発行の「領収証」、又は支援金の「振込票」(銀行送金)と「令和8年熊本地震に係る支援金の募集について」(令和8年8月31日付け8年度発中畜第2184号)により法人税損金算入や所得税等控除が可能です。

#### (1) 法人

寄附金損金算入通常枠に加え、特定公益法人増進法人の損金算入枠内で損金可

関係法令：法人税法第37条

#### (2) 個人

確定申告による一定の所得税・住民税の所得控除

(控除限度額あり。住民税は都道府県・市区町村の条例指定による)

関係法令：所得税法第78条

地方税法第37条の2、第314条の7

### 3 ご協力いただいた場合のホームページ掲載について

支援金にご協力いただいた方は、本会ホームページでお名前・金額・住所(都道府県・市町村まで)を掲載させていただきます(掲載許可の上)。

掲載を希望しない場合は、別紙様式 申込書にその旨記載をお願いします。

### 4 その他

支援金拠出者が反社会的勢力と判明した場合は、支援金をお断りします。